第 編 直接国税編

4 法 人 税

統計表を見る方のために

4 法 人 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 15 年 2 月 1 日から平成 16 年 1 月 31 日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況、普通法人数及び会社標本調査(抜粋)から成っている。法人税課税状況と普通法人数は全数調査により調査集計した(連結申告に関する計数は含まない。)。法人税課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、普通法人数は内国普通法人だけについて、業種別、資本金階級別等に示したものである。

会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の法人の営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について、標本調査の方法で調査、推計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

内 国 普 通 法 人

法人税課税状況会社標本調査	活動中の次の法人 株式会社、有限会社 会社等 合名会社、合資会社	休業及び清算中の法人中間法人	人格のな	協同	公益	外国
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	協業組合、特定目的会社 企業組合 相互会社 医療法人	特 日本銀行 殊 理化学研究所 な 日本原子力研究所 人 商品取引所等	社団等	組合等	法人等	法人

2 用語の説明

(1) 法人の種類及び課税の範囲

イ 内国法人.....国内に本店 又は主たる 事務所を有 する法人を いう。

1	公共法人	.法人税法別表第一に該当する法人 = 法人税の納税義務を有
		しない(例、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、地方公共
		団体、日本道路公団、日本放送協会)。
	公益法人等	.法人税法別表第二に該当する法人等 = その法人の所得のう
		ち収益事業から生じた所得についてのみ課税される(例、
		小型自動車競走会、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、
		商工会議所、農業共済組合)。
		特定非営利活動法人など、公益法人等とみなす法人を
		含む。
	サロ 個 人 体	ユーゼンの主体・レナンシー 神びの体のについては

協同組合等......法人税法別表第三に該当する法人=課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い(例、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合)。

人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある もの=収益事業から生じた所得についてのみ課税される。 普通法人.....上記以外の法人=課税の範囲について特例はない。

ロ 外国法人……内国法人以外の法人=日本国内に源泉のある所得について課税される。

- (2) 事業年度.....法人の決算期間のことをいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)の法人と、年2回決算(決 算期間6か月)の法人がある。
- (3) 資本 金……事業年度末(年2回決算の法人では下期の決算期末)現在の払込済資本金額(資本積立金額は 含まない。)又は出資金をいう。

3 統計表の収録一覧

						調	垄	Ī.	項	目							
		法	事	所得	欠	税	資	営	役	支	留	交	寄	減			
統計表	分類方法		業	付(利	損		本	業収	員	払	保	Dho	,,	価	調	查:	方 法
		人	年度	益	金		金	入	賞	配	金	際	付	賞却			
		数	数	金額	額	額	額	金額	与	当	額	費	金	費			
4 - 1 課 税 状 況															全	数:	調査
(1) 現事業年度分の課税状況	法人の種類別																
(2) 既往事業年度分の課税状況																	
(3) 法 人 数 等 の 状 況	法人の種類別																
(4) 加 算 税 の 状 況																	
(5) 税務署別課税状況																	
(6) 税務署別法人数等	法人の種類別																
4 - 2 普通法人数															全	数	調査
(1) 決算期別普通法人数	資本金階級別																
(2) 業種別 "	〃・県 別																
(3) 税務署別 "	資本金階級別																
4 - 3 会社標本調査	〃・業種別														標	本	調査